

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税3)(法人事業税:義)	
2	要望の内容	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)については、平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(5年間(平成33年3月31日まで))を要望するもの。	
3	担当部局	復興庁支援機構班	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	震災支援機構の創設に際して、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた。 今回の要望は、1回目の延長要望である。	
6	適用又は延長期間	延長期間 5年間(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等の有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	復興施策の推進 (6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。	

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構のみ。
		② 減収額	各年度約 37 百万円の見込み。 【算出方法】 ① 特例措置適用前 41,648,000 円 ② 特例措置適用後 4,168,400 円 ③ ①－②＝37,479,600 円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年3月～平成 27 年8月) 当該特例措置により、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となった。 なお、平成 27 年7月末時点で、613 件の事業者に対して支援決定済。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年3月～平成 27 年8月) 当該特例措置により、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となった。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年3月～平成 27 年8月) 震災支援機構がその業務を遂行するためには、十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年3月～平成 27 年8月) 延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止し、被災地域における経済活動の維持を図り、被災地域の復興に資する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、被災地域の復興に資するため、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。 なお、地域経済活性化支援機構などの公的な機構でも同様の措置がとられている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—